

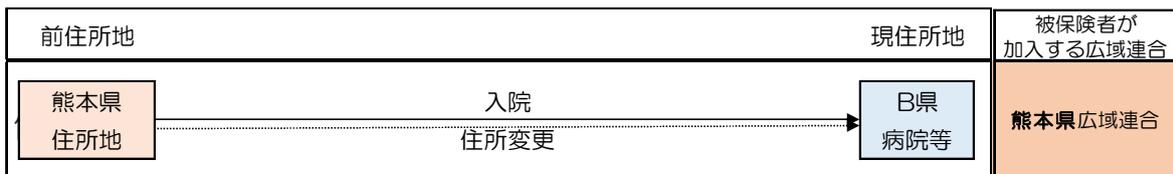
# 県外の施設（住所地特例施設）に入所される方へ

県外の下記の施設（住所地特例施設）に入所される場合は、継続して熊本県後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、被保険者証（保険証）なども以前お住まいだった市町村から送付されます。

- ① 病院 または 診療所
- ② 障害者支援施設
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ④ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム
- ⑤ 有料老人ホーム・介護保険施設等

## ■ 住所地特例施設への住所変更の例 ■

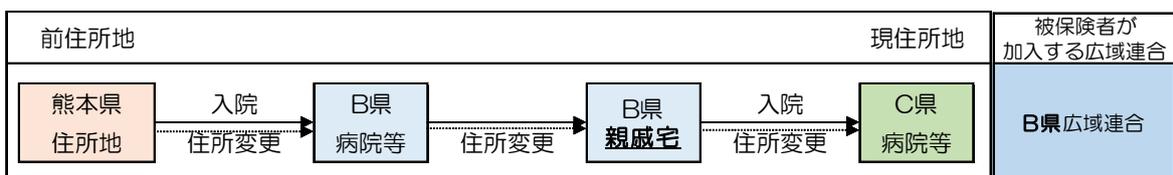
例1：熊本県からB県の病院等に住所変更を行う場合



例2：熊本県からB県の病院等に住所変更を行った後、C県の病院等に再度住所変更を行う場合



例3：熊本県からB県の病院等に住所変更を行った後、B県の一般住宅に転居し、その後C県の病院等に再度住所変更を行う場合



詳しくは、以前お住まいだった熊本県内市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご確認ください。

